（略）	（略）
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）	（略）
	第六条第二項（第六条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による契約文書の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）	（略）
	第六条第二項（第六条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による契約文書の保存
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること
	第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要事項を定めること
（略）	（略）
（略）	（略）
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること
	第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要事項を定めること
（略）	（略）

（略）	（略）
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）	（略）
	第六条第二項の規定による契約文書の保存
（略）	（略）
（略）	（略）
再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）	（略）
	第六条第二項の規定による契約文書の保存
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること
（略）	（略）
（略）	（略）
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること
（略）	（略）